

○財務省告示第二百五十八号
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、
平成二十四年七月五日に発行した利付国債の発行
条件等を次のとおり告示する。
平成二十四年八月九日

財務大臣 安住 淳

- 一 名称及び記号 利付国庫債券（十年）（第三百二十四回）
- 二 発行の根拠 財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第四条第一項並びに特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第四十六条第一項及び第六十二条第一項
社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）以下「振替法」という。の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。
価格を競争に付して行われる入札（以下「価格競争入札」という。）による発行（以下「価格競争入札発行」という。）、価格競争入札と同時に行われる入札であつて、価格競争入札において定められた利率をその利率とし、価格競争入札において募集の決定を受けた各申込みの応募価格を募入額により加重平均して得られる価格をその発行価格とするものによる発行（以下「非競争入札発行」という。）、価格
- 三 振替法の適用等
- 四 発行方法

ロ		イ		七 払込金額		エ		ハ		ロ		入札発行														
札 発 行	非 競 争 入	入 札 発 行	価 格 競 争	行 争 入 札 発 行	非 競 争 入 札 発 行	者 第 II	特 別 参 加	国 債 市 場	行 争 入 札 発 行	非 競 争 入 札 発 行	者 第 I	特 別 参 加	国 債 市 場	札 発 行	非 競 争 入	入 札 発 行										
七 十 八 億 三 百 三 十 七 万 八 千 円		二 兆 八 百 六 十 億 三 千 八 百 十 二 万 円				で 三 千 三 百 五 十 六 億 円	た り 付 国 債 に 関 し て 、 額 面 金 額	条 第 一 項 の 規 定 に 基 づ き 発 行 し た	特 別 会 計 に 関 する 法 律 第 四 十 六 条		で 千 九 百 七 十 八 億 円	た り 付 国 債 に 関 し て 、 額 面 金 額	条 第 一 項 の 規 定 に 基 づ き 発 行 し た	特 別 会 計 に 関 する 法 律 第 四 十 六 条	七 十 八 億 三 百 三 十 七 万 八 千 円	つ い て は 、 額 面 金 額 で 八 百 二 億	定 に 基 づ き 発 行 し た 利 付 債 に	円 、 同 法 第 六 十 二 条 第 一 項 の 規	九 千 四 百 八 十 二 億 二 千 一 兆	債 に 関 する 規 定 に 基 づ き 発 行 し た 利 付 債 に	の 規 定 に 基 づ き 発 行 し た 利 付 債 に	に 関 する 法 律 第 四 十 六 条 第 一 項	二 億 千 六 百 八 十 万 円	つ い て は 、 額 面 金 額	定 に 基 づ き 発 行 し た 利 付 債 に	う ち 、 財 政 法 第 四 条 第 一 項 の 規

ハ 国債市場 九千九百七十一億二千七百四十八

ニ 国債市場 六千三百四十四億五千八百九十

八
九
振替單位 金額最低額 五万円

振替法の規定による振替口座簿

十
十
一
発行価格 平均〃〃。整数倍の金額によるものと

口 非競争入札 十額格以上 十六銭につき九十九円六

別債行争非者特国札非 入価発 札格競 入行争 行行 日

別債行争非者特国札非 入価発 札格競 入行争 行行 日

別債行争非者特国札非 入価発 札格競 入行争 行行 日

別債行争非者特国札非 入価発 札格競 入行争 行行 日

の経利入価・
払過札格第
込利発競Ⅱ
み子率行争非

(一)年

○・八パーセント
は、募入決定の通知を受け、
式に、払込金額を加え、次の
十号に、規定する日額を第
むものとする。

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times 0.8}{100} \times \frac{15}{365}$$

(二)

初期
利子

に発行時に、振替口座簿中の
の座に記載又は記録されるもの
のよりに、算出する金額から、
金額に、百分の二十を乗じた
額(おたし、取得者、非
時、又は外国取す者、
住者、又は外国に
に、又は前記(一)の
出た金額に、
は、外国法人が適用を受ける
所得の税率を乗じた金額を
控除することができる。
平成十四年十二月十日を
払期とし、次の算式により、
し、金額を支払う。ただし、
は、その銀行休業日に、
は、その銀行休業日に、
下、及び営業日に、
規定する期日につき、
規

$$\frac{\text{額面金額} \times 0.8}{100} \times \frac{1}{2}$$

二十	十九	十八	十七	十六	十五
払込期日	者入札参加	払場所	元利金支	償還金額	償還期限
平成二十四年七月五日	財務大臣から通知を受けた者	日本銀行	額面金額百円につき百円	平成三十四年六月二十日	る利息を支払う。以前六月間に属す
					いて、その日以、各支払期にお
					日を支払期とし、及び十二月二十
					毎年の六月二十日及び十二月二十
					子の
					後第二期